

高等教育機関におけるeラーニングの課題：著作権に関する問題を中心に

金子, 研太
九州大学大学院人間環境学府 : 修士課程

<https://doi.org/10.15017/17036>

出版情報 : 教育経営学研究紀要. 12, pp.63-70, 2009-12. The Laboratory of Educational Administration, Educational Law, Graduate School of Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

高等教育機関における e ラーニングの課題 —著作権に関する問題を中心に—

金子 研太
(九州大学／大学院生)

- I. はじめに
- II. e ラーニングの現状
- III. 著作権に関する問題状況
- IV. おわりに

I. はじめに

近年、デジタル技術の進展にともなって、教育機関でのメディアの利用は飛躍的に増大している。授業におけるプロジェクターの使用などもその一形態であるが、なかでも顕著なものとして、コンピュータやインターネットを用いた「e ラーニング」をあげることができる。

「e ラーニング」の定義は一様ではないが、本稿においては高等教育機関をはじめとする教育機関の正規の課程の中で行われる、インターネット等の情報通信技術を活用した形態の授業を念頭に論を進めることとしたい。この e ラーニングの登場によって、授業の行われる場所や時間に制約されない学びを実現できる可能性が開かれた。

しかし、後述のように大学設置基準等への e ラーニングの導入が急速に進められた経緯もあり、現実には e ラーニングのもつ可能性を最大限に引き出した取り組みを行うためには、解決すべき課題がいくつか残されている。

なかでも、従来型の教室での授業において認められている著作物の複製が、e ラーニングにおいては権利者の許可がなければ不可能であるという問題は、教材準備を煩雑なものとし、教員の負担を増大させているため、大きな課題である。

本論考では、e ラーニングが抱える課題を著作権に関する問題を中心に提示し、さらにその問題への対応に関連して現状と課題を提示する。

II. e ラーニングの現状

1. e ラーニングの高等教育機関への導入経緯

現在、e ラーニングを含む「メディアを利用して行う授業」による単位認定によって、通信制大学ではスクーリングなしに卒業することができ、通学制の大学においても卒業に要する単位の半分近くとなる 60 単位が制度上取得できる。

これは、平成 12 (2000) 年 11 月 22 日の大学審議会答申『グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について (答申)』⁽¹⁾を直接の契機として実現されたものである。この答申においては、インターネット等の情報通信技術を活用した授業を「インターネット等活用授業」と定義し、インターネット等を活用した授業により「学生が必要なときに情報を引き出して自らのペースで学習を進めたり、電子メール機能等を利用して適時に教員との間や学生相互で意見交換を行ったりするなど、学習者主体の学習を促進することができるものと考えられる」とインターネット活用の長所に触れている。その上で、「インターネット等活用授業を遠隔授業として位置付ける方向で通信制及び通学制の授業方法を見直すことが適当である」と結論付けた。また、通信制においては、それまで卒業に必要な単位のうち 20 単位は面接授業により修得しなければならなかったが、「遠隔授業により修得することができるものとするのが適当である」とし、卒業に必要な 124 単位全てを遠隔授業で修得することを可能にするのが適当であると答申した。これは、受講場所が教室や研究室およびそれらに準ずる場所に限定され、双方向のコミ

コミュニケーションが可能な専用システムなどを用いて複数の会場を同時に結ぶ形態でしか行えなかったそれまでの遠隔授業の枠組みを大きく変更するものであった。

この答申を受けて、平成 13 (2001) 年に大学設置基準および大学通信教育設置基準が改正された。これにより、インターネット等活用授業は「多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる」(大学設置基準第 25 条第 2 項) 授業、および「メディアを利用して行う授業」(大学通信教育設置基準第 3 条第 1 項) として、正規の授業の中に位置づけられた。

また、平成 15 (2003) 年に構造改革特区の第 4 次提案募集においてなされた提案を受け、インターネットのみを利用して授業を行う大学および大学院大学について「教育および研究に支障がないと認められる範囲で校舎等施設に関する特例を設ける」という規制の特例措置が講じられることになり、文部科学省により関係省令が改正された⁽²⁾。これは、一定の場合について大学設置基準が求める校舎等に関する基準を適用しないことで、特区においてインターネット大学やインターネット大学院大学を設置しやすくするものである。

以上のように、制度上 e ラーニングを導入するための条件は整っていると見える。

そもそも、これら条件整備の端緒となったのは、平成 8 (1996) 年 7 月に当時の大学審議会に設置されていた通称「マルチメディア懇談会」による『マルチメディアを活用した 21 世紀の高等教育のあり方について』報告書である⁽³⁾。この時点では通学制大学においては遠隔授業でさえ不可能であったのであるが、わずか数年のうちに大幅な制度の改定が行われ、e ラーニングが正規の授業へと位置づけられた。この間の審議会の議事要旨をもとに、「実際の需要があまりないことを認めたくて、今後の可能性を拓く」⁽⁴⁾ 目的で、制度の整備が政策主導で行われた側面があると分析する立場もある。

これに関連して、内閣のもとに設置されている高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(通称「IT 戦略本部」)が平成 18 (2006) 年に策定した、『IT 新改革戦略』において「インターネット等を用いた遠隔教育を行う学部・研究科の割合を 2 倍以上にすることを目指す⁽⁵⁾」という内容が盛り込まれるなど、e ラーニングの推進には異なる立場からの

要求も存在している。

現状では、次節に述べるように、一部の通信制大学を除いて、これら新たに整備された規定は活用されているとはいいがたい。現状ではどの程度まで e ラーニングが導入されているのか、加えて e ラーニングによる授業を実施するにあたってどのような課題が存在するのかについて、以下に述べる。

2. 高等教育機関における ICT 活用の課題

メディア教育開発センターによる調査報告書『e ラーニング等の ICT を活用した教育に関する調査報告書(2008 年度)』⁽⁶⁾によれば、平成 20 (2008) 年 6 月現在で、機関数による集計で全体の約 4 分の 3 にあたる 591 機関において e ラーニングを含む ICT を活用した教育が行われている。この点から、その台数や性能は別としても、多くの大学で e ラーニングを支える機器が導入されていることになる。また、インフラ面での整備、インターネットの導入状況も他国と比較して劣るものではない⁽⁷⁾ことを考え合わせると、機器やインフラについてはある程度整備されたといえることができる。

しかしながら、現実には「大学教育の大部分は教室と実験室で行われている。実際にオンライン授業を取っているのは、キャンパスにいる伝統的な学生たちだ」⁽⁸⁾という皮肉で形容されるような状況がまだ残っている。また、これからの高等教育機関が置かれる環境を見越して、「さまざまなニーズに応じた教育サービスを展開できないところは、消えていく以外にないということを考えると、引くに引けない状況がある」⁽⁹⁾と、消極的な理由付けもみられる。ではなぜ、e ラーニングは進まないのだろうか。以下、4 つの視点から課題を提示する。

(1) 開発と運用における課題

e ラーニングのシステム開発と運用においては、コンテンツ・マネジメント・システムの開発がソフトの誤作動や予算超過などの問題に直面し失敗しやすいこと、開発チームはデザイン担当と機能担当といった役割分担の中で、摩擦が起りやすいメンバー構成となること、さらに、e ラーニングの企画のほとんどはシステムの普及のために必要な予算などの条件に恵まれないため、かりに優れたソフトウェアを作ったとしても使われずに消

えていくことが多いという指摘がある⁽¹⁰⁾。

先に取り上げたメディア教育開発センターの報告書においても、「ICT活用教育実施にあたっての課題」として、「システムやコンテンツを作成、維持するための人員が不足していること」を挙げる機関が、全体の58.9パーセントにのぼり、回答数が最多であった点も、開発および運用において問題があることを裏付けているといえる⁽¹¹⁾。

また、eラーニングに対する取り組みを外部資金に頼っている場合では、その期間が終了すると、技術職員の雇用ができなくなるなどの理由で、導入された機材のメンテナンスさえ困難になるケースもある。

(2) ICT 活用の成果の偏り

eラーニングは授業の情報化を進める作用がある。情報化によって、定型的な作業などが効率化されることを期待されることが多いが、eラーニングにおいてはそれ以外に特徴的な効果を見出せずにいるのが現状といえる。また、効率化に成功して毎回の授業にかかわるコストが下がったとしても、その恩恵が学生に対して向けられるとは限らない。そのため、業務連絡など授業以外の領域での情報化が進んでも、eラーニングはなかなか浸透しないという指摘⁽¹²⁾も存在する。

これに対しては、企業研修での導入経験から、一度eラーニング化した教材は訂正に多大な費用がかかるため、eラーニングで費用を大幅に削減できるほどの完成度の高いコンテンツを作成することは難しく、いわば「枯れた」コンテンツしか利用できない⁽¹³⁾ということも言われている。

さらに、eラーニングが大学経営を成り立たせるだけの学生を引き付けるかという問題も実際にeラーニングを広く展開するためには避けては通れない問題である。

現状として、菅原・村木(2007)が2006年に大学生を対象として行ったアンケートによると「eラーニングコンテンツ自体が学習を進めようとする意欲を喚起するようなものではなく、強制されれば参加はするが、積極的にeラーニングを受講しようとは思わない」というような回答が多かった⁽¹⁴⁾とされる。eラーニングという方式そのものは学生の興味を引くものでなく、最終的には教材の中身であるのだということがわかる。そうであ

るならば、どのようにすれば効率的な学びが提供できるか、あるいは教員の負担を減らすことができるかといった教授者や開発者の視点に立った研究だけでなく、学習者がどのように学ぶのかという学習者の視点をいっそう重視した研究およびコース内容の開発が求められている⁽¹⁵⁾といえる。

(3) 教材開発の負担

先のメディア教育開発センターの調査報告書においてはICT活用教育を導入した機関を対象として「ICT活用教育の導入のデメリット」についても尋ねている。その結果、全体の56.7パーセントが「コンテンツの作成など、教員の授業の準備の負担が増した」と回答しており、この設問に対する回答では最多であった⁽¹⁶⁾。

同様に「コンテンツの作成主体」についてみると(複数回答)、機関種別集計で「組織的な対応ではなく、教員が個人的に対応」とすると答えた割合が69.1パーセントであり、「大学の組織(センター・学科・委員会(WG)等)」が36.1パーセント、「既存コンテンツの利用」が28.7パーセントと続いている⁽¹⁷⁾。なお、これらの項目の順位は2007年度調査と同一であり、その割合は順に75.5パーセント、41.1パーセント、28.8パーセントであった⁽¹⁸⁾。なお、この年の調査においては「組織的な対応ではなく、教職員が個人的に対応」という項目のみに回答し、組織的な対応がほとんどなされていないと推察される機関の割合が公表されている。その割合は、国立大学で40.3パーセント、公立大学で58.5パーセント、私立大学で40.6パーセント、短期大学で50.3パーセント、高等専門学校で46.4パーセントとなっていた⁽¹⁹⁾。

これらの結果から、少なくとも約半数の教育機関においては、eラーニング教材の作成は授業を担当する教員個人の技能および自主的な努力に少なからず依存している状況にあるといえる。日本特有の問題として、コンテンツを作成するインストラクショナル・デザイナーなどの専門家が不足している⁽²⁰⁾という指摘もあわせて考えると、eラーニングによる授業を行うことを前提としていない高等教育機関の組織体制にも問題の一因を見出すことができる。また、この点では、教員の無理解や教員相互の協力体制の欠如といった教員の意識の問題⁽²¹⁾も実情として存在しているのではな

いだろうか。

(4) 著作権処理の負担

同様に、メディア教育開発センターの調査において、「著作権に関する課題や問題」の設問（複数回答）についてみると、「コンテンツを開発する際に権利処理に時間と手間がかかり、既存の素材等を使用できない」が23.1パーセント、「素材等の権利者が不明で権利処理ができず、コンテンツのインターネット配信等ができない」が15.9パーセント、「素材等の権利者の許諾が得られず、コンテンツのインターネット配信等ができない」が9.0パーセントなどとなっている⁽²²⁾。

また、その対応については、複数回答で「コンテンツの作者が個別に対応」している機関が31.6パーセントにのぼっている。逆に、「コンテンツを開発する際の素材等の権利処理を組織的に行っている」機関は2.5パーセントでしかない⁽²³⁾。

すなわち、eラーニング教材において他人の著作物を利用したいと考えたとき、教員自らの手で著作権者や著作権者が著作権の管理を委託している事業者を探し出し、連絡を取ったうえで、対価を支払って使用許諾を得るという過程が必要な場合が一定の割合で存在するということになる。

そもそも、なぜeラーニング教材では著作権処理が必要になるのであろうか。次章では著作権法制に関する問題を取り扱いたい。

Ⅲ. 著作権に関する問題状況

1. 著作権法制上の課題

(1) 著作物利用の原則

著作権法での著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」（第2条第1号）を指し、著作権は著作物の創作と同時に発生する。本稿では以下、財産権としての著作権について取り扱う。

著作権の内容は、利用形態ごとに定められており（第21条から第28条）著作権はこれらの権利の束である。具体的には複製権（第21条）、公衆送信権（第23条）などの権利が規定されている。たとえば複製権でいえば、著作物を複製する権利はもっぱら著作権者にあるので、権利者以外が勝手にその著

作物を複製することはできない。非権利者が著作物の利用を行おうとする場合は、原則として権利の移転（第61条）を受けて自らが権利者となるか、権利者から利用を許諾されなければならない。

(2) 著作権の制限

著作権法には第30条から第50条にかけて、著作権の制限を定めている。これは、特定の利用法について著作者の権利を制限し、著作物が利用されやすくなるよう便宜を図るものである。

学校教育における著作権の制限は、第35条に規定がおかれている。第1項では、「教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる」とされている。

この条文等から(1)営利目的の教育機関でないこと、(2)複製を行う者が教育を担当する者および受講者であること、(3)その授業の過程において使用すること、(4)複製する著作物は公表されたものであること、(5)著作権者の利益を不当に害しないこと、という5つの条件が導かれる。これに沿った利用であれば、授業において第三者の著作物、例えば新聞記事などを複製し、配布することが認められることとなる。

しかし、この規定で認められているのは複製権だけであることに注意を要する。eラーニングにおいては、「教育を担当する者」と「授業を受ける者」が別の場所にいることが常であり、通信回線を通してデータをやり取りする。このような利用形態は公衆送信権として著作権法第23条に独立して規定されている。このため、第三者の著作物を送信する場合は公衆送信権の処理も必要となる。

この状況を受けて、平成16年1月施行の著作権法改正で第2項が追加された。第2項では「当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行うことができる」とされ、(1)対面授業を行っていること、(2)授業が主会場と副会場とで同時に進行されること、という条件下で第三者の著作物を公衆送信することを認めている。この(1)、(2)の条件から導かれる具体的な状況としては、主会場、副会場とも受講者がいる教室で、主会場の授業を副会場に同時中継

するという場面のみであり、スタジオ撮影の授業やサーバー上に蓄積されたオンデマンド配信の授業については対象とならない⁽²⁴⁾。

すなわち、eラーニングの多くの場合で、これら第35条の規定を適用することができず、著作権の処理を強いられることとなるのである。

しかしながら、前章で取り扱ったように無視できない数の教育機関で教材作成も権利処理も教員個人の負担となっている。そのような中で、教材開発や権利処理を新たに始めるだけの時間的および予算的な余裕がない教員も多く、このことが教員の手によるeラーニング教材がなかなか作成されない要因となっていると分析することもできよう。

2. 著作権問題への対応

(1) 制度改正の動向

さきに述べたように、eラーニング教材で第三者の著作物を利用しようとするれば、ほとんどの場合で個別の権利処理が必要となる。文化審議会においては過去に幾度かこの問題が取り上げられている。平成14年の法制問題小委員会では、「教育関係における権利制限の見直し」として、教育機関における複製について「今後とも許諾なしの利用という例外措置を継続することとするが、原則として単一の窓口への補償金の支払いを要することとすること」⁽²⁵⁾が取り上げられ、補償金制度の導入が検討された。しかし、このときは継続審議となり、具体的な制度の創設へは至らなかった。

また、平成17年の法制問題小委員会においては「学校教育関係の権利制限について」見直しが行われ、その中でeラーニングに関する権利制限が取り上げられた。その内容は、「eラーニングが推進できるように、学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く）の授業の過程で使用する場合には、必要と認められる限度で、授業を受ける者に対して著作物を自動公衆送信（送信可能化を含む）する」というものであった。

しかしながら、同年における審議報告書では「著作権の保護とのバランスに十分配慮するため、いかに要件を限定しつつ、eラーニングの発展のために必要な措置を組み込むべきかなどについて、教育行政及び学校教育関係者による具体的な提案を待つて、検討することが適当である」⁽²⁶⁾とされ法改正は

先送りされた。そして、その後公式的には具体的な提案も検討も行われず現在に至っている。

(2) 教材準備における取り組み

制度改正による対応が実現しない中でeラーニングによる授業を行うとなると、教材準備の負担に加えて、著作権処理の負担を抱え込むこととなる。特に授業の進行に合わせて逐次教材を準備する方針をとる場合では、権利処理が原因で当該授業の公開が遅れるおそれもある。そのような事態を回避するための現実解として、権利処理が必要ない素材を活用したり、既製品のオンライン教材を業者から一括で買い上げたりする方法がある。

しかしながら、前者は意図した素材が常に見つかるというわけではない点、後者は、講師ごとのオリジナルリティや柔軟性が失われる可能性があるという点で短所が存在する。筆者は、私立大学の間で行われている教材蓄積と権利処理代行の試みについて、平成20年12月に九州地区の加盟校を対象に聞き取り調査を行った。その結果、九州地区における加盟校では利用実績がまったくなかったことが判明したが、その理由として挙げられたのが登録コンテンツの分野の偏りと量の少なさであった。

同取り組みにおいて、教員間での教材蓄積の試みは、権利処理が不要なコンテンツを増やす趣旨で行われている。権利処理の負担が軽くなることによって教員独自のeラーニング教材が作成されやすくなり、それが新たなeラーニング教材の開発を促すという正の循環を生み出すことが可能となる。しかしながら、現在行われている取り組みは登録の量が不足しているため、その循環を生み出すにいたっていないというのが実情のようである。

ハーバード法科大学院のSteven Shavelle氏は、学術論文においてオープンアクセス運動が支持を集めながらも、強制力がないために困難に直面している状況から、著作権法を改正して学術論文の著作権を廃止することを提案している。著作権を廃止することで出版社が販売利益を得られなくなるため、研究者が出版費用を負担することになる。すると著作へのインセンティブが低下してしまうが、その費用を大学や助成機関が負担することで、インセンティブは低下せずに済むことになる。かえって、こちらのほうが社会的に望ましい結果となるのではないかと論理である⁽²⁷⁾。

もちろん、学術論文とeラーニング教材を同列に取り扱うことはできないが、著作権から生じる収入に頼らずとも創作をうながすことができるという指摘は示唆に富むものである。このように既存の枠組みを大胆に変更することで、著作権処理が不要な教材の開発と蓄積をうながすアプローチも可能性として考えられるであろう。

(3) デジタル・ネットワークとの関係の見直し

著作権は目に見えない「情報」に対する権利であるということが出来る。従来は、著作物が紙やフィルムなどの有体物とともに流通していたため、それに対してコントロールを加えることで、同時に著作権という無体物に対する権利も保護することができた⁽²⁸⁾。

しかしながら、現在、デジタル技術によって情報と媒体が分離され、ネットワークによって情報が有体物と結びつくことなく瞬時に広まるようになってきている。また、一度広がってしまったものは実質的に回収することは不可能である。

もちろん、レッキングの言うように、インターネットは完全に自由な空間としても設計できるが、規制が行き届いた空間としても設計できる⁽²⁹⁾。しかしながら、携帯電話網を用いておおむね規制された空間を構築した「アマゾンキンドル」において強制的な「回収」を実現した事例においては、端末利用者からの反発が巻き起こっている。この事例では、出版社の意向によって、アマゾンから利用者の端末を遠隔操作することで、各端末内に購入して保存されていた一部の書籍が消去された⁽³⁰⁾のであるが、自由な空間としての認識が浸透しつつあるオンライン・システム上で、当事者の双方が従来型の権利ないし利益を実現することのむずかしさを象徴するものであると思われる。

本論考で取り上げたeラーニングをはじめとして、インターネット上では著作権をめぐる争いが頻発しているが、それはこれまでに思いもよらなかった新たな利用法ではなく、以前から隠されてきた「情報」という財貨の特性に正面から向き合わなければならなくなったことによる摩擦であるという捉え方もある⁽³¹⁾。すなわち、従来、「情報」を保護するといいいながら実態として有体物の規制を行って足りるとしてきたことによって積み残されてきた、無形財の権利処理の困難性と歴史的な

未成熟が露呈しており、新しい秩序作りが求められているという捉え方である。

このような文脈で著作権を捉えなおした場合、あらゆる表現行為を対象としている著作権法はまさしくその矢面に立って難題を突きつけられている存在ということが出来る。

さらに、インターネット上の一部の掲示板サイトにおいては、書き込みを行った人から掲示板の管理者へ著作権を移転する旨が利用規約に定められている場合がある。この場合、著作権の保護を強化することによって利益を得るのは掲示板の管理者であり、実際に著作物を生み出した者にとっては直接の利益はない⁽³²⁾。デジタル技術は、情報の流通だけでなく、創作者と権利者の関係にも変化を及ぼしつつあるのである。

このような昨今の状況においては、日々引き起こされる著作権に関する紛争をひとつひとつ解決するだけでなく、真にデジタル情報に合致する規定を模索する試みや、個人情報保護やその他の知的財産を射程に入れて、広く「情報」に関する法律という視点からの考察など、現行の枠組みにとられない能動的な働きかけが必要である。その際には、著作権の保護や制限は誰のためのものなのかという問い直しが必要であろう。

IV. おわりに

本論考では、高等教育機関においてeラーニングを推進する際に生じている課題を著作権に関するものを中心に提示した。eラーニングは制度先行で導入された経緯があり、既存の諸制度や教育のあり方との葛藤を抱えながら進められている。他方で、eラーニングが教育の新たな機会を生み出す可能性を持つことには変わりなく、その魅力を増すための実践や研究が日々積み重ねられているところである。

また、教材開発において煩雑な権利処理を要するという問題については、著作権を含む知的財産権が物権を借用概念として構成されている⁽³³⁾ことによってデジタル・ネットワークに対応できていない点のひとつとして位置付けることができよう。教材開発時に権利処理が負担となっているのは事実であり、現在の枠組み内での権利処理代行

や教材蓄積などの取り組みが引き続き行われるべきであるのはもちろんであるが、インターネット上で数々の著作権に関する問題が引き起こされている現状をみると、制度をeラーニングに対応した形に変更するための検討がなされる必要があるといえる。その際には、補償金制度などによって既存の著作物の利用を容易にするアプローチのほか、権利処理が不要な教材を新たに蓄積することを促すアプローチが考えられる。ただし、その具体的方法についてはさらなる検討が必要である。

また、これと並行して知的財産権を尊重する精神を社会に根付かせるために教育関係者が貢献していくことも必要である。植村(2002)が、「IT時代に向けて著作権教育が重要視されているが、学校で情報教育をすること自体が、著作物の不正利用を広げかねない。しかも生徒はもとより、教える側にも不正行為をしているという意識が低いのである。現場での対応が難しいからといって、現状を容認し、『インターネットの情報は無料』に教育界がお墨付きを与えたらその後に来るのは著作権の暗黒時代である」⁽³⁴⁾としているように、学校ないしは教員が不完全な知的財産尊重の認識を持つことが、子どもたち、ひいては社会全体の不完全な認識の再生産につながることを考えられる。その意味で、「学校は知的財産保護の最前衛に位置している」⁽³⁵⁾のである。知的財産教育の実践は一人の教員によって行われるのではなく、日常の教育活動の中で一貫性と継続性をもって行われることが望ましい。

最後に、デジタル技術とネットワーク、インターネット上の価値観、著作権制度、そして教育のありようのすべてが大きな変化にさしかかっている時代であるからこそ、これらの結節点を探る研究が引き続き行われる必要があることを指摘して、結びとしたい。

【注および引用文献】

(1) 大学審議会「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について(答申)」2000年11月22日、
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/d_aigaku/toushin/001101.htm
(アクセス日：平成21年9月4日)。

- (2) 「文部科学省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令」(一部改正)平成16年4月30日 文部科学省令第32号、2004年。総務省行政管理局「法令データ提供システム」、
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15F20001000018.html>
(アクセス日：平成21年9月4日)。
- (3) 吉田文「政策主導による「遠隔授業」の制度化」(吉田文・田口真奈編著『模索されるeラーニング—事例と調査データに見る大学の未来』東信堂、2005年、p.6)。
- (4) 吉田、同上、p.17。
- (5) 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部「IT新改革戦略」2006年、p.36、
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/060119honbun.pdf> (アクセス日：平成21年9月4日)。
- (6) メディア教育開発センター『eラーニング等のICTを活用した教育に関する調査報告書(2008年度)』2009年、p.5。
- (7) 総務省『日本のICTインフラに関する国際比較評価レポート～新の世界最先端ICTインフラ実現に向けての提言～』2008年、
http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/pdf/080318_3_bt2.pdf (アクセス日：平成21年9月3日)においては、ICTインフラに対する国際比較が行われており、日本が1位となっている。
- (8) ロバート・ゼムスキー著、范復傑訳「アメリカのeラーニング市場」(民主教育協会『IDE—現代の高等教育』2002年7月号、p.19)。
- (9) 岩崎信「ISTUコンテンツの著作権等に関する一考察」(教育情報学研究編集委員会『教育情報学研究』第1号、2003年、p.50)。
- (10) 宮川繁「なぜE-Learningプロジェクトは失敗することが多いのか」(『日本教育工学会論文誌』第29号、pp.181-185)。
- (11) メディア教育開発センター、前掲書、pp.18-21。
- (12) 高橋明・小島一秀・岩成英一「これまでのeラーニングの限界と今後の展望について」(CIEC会誌編集委員会『コンピュータ&エデュケーション』第23号、2007年、pp.30-35)。
- (13) 萩原達郎「岐路に立つeラーニング—人材教育への戦略的なIT活用とは—」(野村総合研究所『ITソリューションフロンティア』2008年2月号、pp.6-9)。
- (14) 菅原良・村木英治「日本におけるeラー

- ニングの発展に関する時系列的整理—eラーニングの発展過程, 定義, 分類に着目して—」(CIEC 会誌編集委員会『コンピュータ&エデュケーション』第23号、2007年、p.21)。
- (15) 菅原良・村木英治「なぜeラーニングは「学ぶ」行為を満足させることができないか」(教育情報学研究編集委員会『教育情報学研究』第5号、2007年、pp.1-9)。
- (16) メディア教育開発センター、前掲書、p.22。
- (17) メディア教育開発センター、同書、p.23。
- (18) メディア教育開発センター『eラーニング等のICTを活用した教育に関する調査報告書(2007年度)』2008年、p.24。
- (19) メディア教育開発センター、同書、p.24。
- (20) 吉田文・田口真奈・中原淳『大学経営戦略とeラーニング』東京電機大学出版局、2005年、p.204。
- (21) 小川勤「大学教育とeラーニング—「日本型eラーニング」の行方—」(「大学教育」編集委員会『大学教育』2008年3月号、国立大学法人山口大学大学教育機構、pp.59-75)や、中村彰「eラーニング黙示録—整理ノート」(CIEC 会誌編集委員会『コンピュータ&エデュケーション』第23号、2007年、pp.23-29)における「5 e-Learning 実践のための論点」。
- (22) メディア教育開発センター、前掲書、2009年、pp.25-26。
- (23) メディア教育開発センター、同書、p.27。
- (24) 著作権法第35条ガイドライン編集協議会『学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドライン』、2004年、pp.5-6、<http://www.pressnet.or.jp/info/seimei/35-guideline.pdf> (アクセス日:平成21年9月4日)。
- (25) 文化審議会『文化審議会著作権分科会審議経過報告』、2003年、http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/030102b.htm (アクセス日:平成21年9月3日)。
- (26) 文化審議会『文化審議会著作権分科会報告書』2006年、http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/06012705/001.pdf (アクセス日:平成21年9月3日)。
- (27) Steven Shavell, 2009, “Should Copyright Of Academic Works Be Abolished?”, Berkman Center for Internet & Society at Harvard University, <http://cyber.law.harvard.edu/sites/cyber.law.harvard.edu/files/Copyright%20-17HL-S-2009.pdf> (アクセス日:平成21年9月3日)。
- (28) 以前であれば違法にコピーされたいわゆる「海賊版」のCDが作られた場合、そのCDそのものを差し押さえることで、それが世に出回って著作権者の権利を不当に害することを防ぐことが可能であった。
- (29) ローレンス・レッシング『CODE—インターネットの合法・違法・プライバシー』翔泳社、2001年、p.9。
- (30) The New York Times, “Amazon Erases Orwell Books From Kindle”, <http://www.nytimes.com/2009/07/18/technology/companies/18amazon.html> (アクセス日:平成21年9月4日)。
- (31) 林紘一郎「デジタルと著作権—上—法体系全体の再設計を」(『日本経済新聞』2005年2月15日朝刊、「経済教室」欄、31面、『日本経済新聞縮刷版』第五十七巻第二号所収)。
- (32) 斉藤博「「著作権と著作権者」の現代的意義」(有斐閣『ジュリスト』1368号、2008年、pp.114-121)。
- (33) 中山信弘『著作権法』有斐閣、2007年、p.205。
- (34) 植村八潮「誰が「著作権教育」をするのか—学校は不正コピーの温床か」(印刷学会出版部『印刷雑誌』2002年5月号、2002年、p.69)。
- (35) 坂田仰『スクール・リーガルマインド—法規に基づく学校運営と説明責任』学事出版、2006年、p.58。